

# 予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：感染症予防費

## 事業名【新】感染症対策連携協議会運営事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部感染症対策推進課 企画係 電話番号：058-272-1111(内3340)

E-mail：c11237@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,274 千円 (前年度予算額： 0 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,274	0	0	0	0	0	0	0	1,274
決定額	1,274	0	0	0	0	0	0	0	1,274

## 2 要 求 内 容

### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新たな感染症危機に備えて、平時から医療提供体制に係る連携協力体制を計画的に構築することを主な目的として「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以降「感染症法」という)が改正された。

改正感染症法により、都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施にあたっての連携協力体制の整備を図るため、都道府県、保健所設置市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関等により構成される「連携協議会」を組織することとされた。

### (2) 事業内容

新たな感染症危機に備えるため、関係機関で構成する連携協議会を設置し、相互の連携協力体制を強化するとともに、感染症法の改正を踏まえた新たな感染症予防計画の策定に向けた協議等を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

(感染症法において、連携協議会は都道府県が組織することとされている)

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	1,008	構成員謝金
旅費	220	構成員費用弁償
需用費	46	会議費
合計	1,274	

決定額の考え方

--

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

改正感染症法において、各県が定める感染症予防計画の策定または変更にあたっては、事前に連携協議会に協議することとされている。

(2) 国・他県の状況

改正感染症法において、全都道府県が連携協議会を組織することとされており、当該規定は令和5年4月1日施行とされている。

(3) 後年度の財政負担

新たな感染症危機に備え、平時から関係者の連携協力体制を構築するとともに、感染症予防計画の策定・変更にあたっての協議や実施状況の共有を行うことを目的とした会議体であり、事業終期の想定はない。(県10/10)

(4) 事業主体及びその妥当性

事業主体：県

改正感染症法において、連携協議会は県が組織することとされている。

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

開催を通じて、新たな感染症の発生・まん延時の医療提供体制に係る関係者間の連携協力体制を強化するほか、新たな感染症予防計画の令和6年度中の策定に向け、協議を行う。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

### ○指標を設定することができない場合の理由

目的である関係者間の連携協力体制の強化が数量的な目標設定になじまない。

### （これまでの取組内容と成果）

令和 2 年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>
令和 3 年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>
令和 4 年度	<p style="color: red;">令和6年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない</li> </ul>	
(評価) 3	<p>新型コロナウイルスへの対応を通じて、平時から感染症の発生・まん延時の医療提供体制について関係者間の連携協力体制を構築しておくことの重要性は広く認識されたところであり、連携協議会の設置は、これを受けた感染症法の改正により規定されたものである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない</li> </ul>	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている</li> </ul>	
(評価)	

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項</li> </ul>
--

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 開催を通じて、新たな感染症の発生・まん延に備えた医療提供体制に係る連携・協力体制の強化を図るほか、新たな感染症予防計画の策定に向けた協議を進める。</li> </ul>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせる理由 や期待する効果 など	